

大阪市キックベースボール協会会則

第1章 総 則

第1条(名 称)

本会は、名称を10人制キックベースボール協会と称する

第2条(事 務 局)

本会は、事務局を会長宅に置く。

第3条(目 的)

本会は、子ども会活動の中のキックベースボールに携わる育成者の指導と地域青少年の健全育成に努め、福祉の増進と社会教育の振興を計ることを目的とする。

第4条(事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1・キックベースボール大会
- 2・審判の指導者の養成に関する活動
- 3・協会会員の啓発活動
- 4・その他目的達成に必要な事業を行う

第2章 組 織

第5条(構成)

本会は、当協会の意向に賛同した校子連キックベースボールのチームで構成する。

第6条(役 員)

本会に次の役員を置く。

会長・・・1名 副会長・・・若干名 事務局長・・・若干名 会計監査長・・・1名
会計・・・1名

第7条(職 務)

本会の役員は、次の職務を処理する。

1. 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
3. 事務局は本会の活動を記録し、文章を保管する。

第8条(任期)

1. 本会の役員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 会 議

第10条(会 議)

本会の会議は次のとおりとする。

総会	年1回(全員参加)
月例会	不定期
専門会	随時

第11条(議 決)

本会の議決は、議決権のある出席者の過半数の同意を持って議決する。

第4章 会 計

第12条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条(経 費)

本会の経費は、大会参加費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第5章 情 報 公 開

第14条(情報公開)

本会に於ける行事活動に対する経費の公開、及び所属するチーム活動の情報、及び助成金、寄付金をいただいたスポンサー名をホームページにて公開する。

平成28年10月発足

平成29年 6月改定